

4—1 信州創生推進資金（創業支援向け）

(1) 貸付対象者

次のいずれかに該当し、事業実施のために資金を必要とする者

ア 「新規開業予定者」であること。

「新規開業予定者」とは、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第31項第1号、第3号及び第5号の規定による創業者であり、次のとおりであること（創業関連保証に該当）。

(ア) 事業を営んでいない個人が1月以内（産業競争力強化法第2条第31項第1号に規定する認定特定創業支援等事業による支援を受けて創業を行おうとする者（以下「認定特定支援等を受けた創業者」という。）にあっては6月以内）に新たな事業を開始する具体的な計画を有するもの

(イ) 事業を営んでいない個人が、2月以内（認定特定支援等を受けた創業者にあっては6月以内）に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの

(ウ) 中小企業者である会社が、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの

イ 「新規開業者」であること。

「新規開業者」とは、個人事業を開始し又は会社若しくは中小企業団体等を設立してから5年未満のもの。なお、法人成り又は個人成りの場合は、最初に事業を開始してから、5年未満の場合に限り、対象となる。

ウ スタートアップ創出促進保証制度要綱（20240815 中庁第3号）に定めるスタートアップ創出促進保証（以下「SSS保証」という。）を利用するものであること。

エ 上記ア～ウのいずれかに該当し、かつ、日本標準産業分類に掲げる「大分類G—情報通信業」のうち、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業又はインターネット付随サービス業を主業として事業を営む者若しくは営もうとする者

(2) 貸付条件

貸付限度額 ※1	設備資金 3,500万円 運転資金 2,000万円
	創業関連保証又はSSS保証を利用する場合 設備資金と運転資金合計で3,500万円
貸付利率	年1.2%
	前記(1)貸付対象者ア～ウに該当し、イノベーティブな創業の活発化を図るため、県の創業支援施策を受ける者（※2）の場合、又は前記(1)貸付対象者エに該当する場合 年1.1%
貸付期間 ※3※4	設備資金 10年以内（うち据置1年以内） 運転資金 7年以内（うち据置1年以内）
担保	必要に応じて徴する なお、創業関連保証及びSSS保証の対象となる場合は徴しない
保証人	必要となる場合がある。ただし、原則として法人代表者以外不要（SSS保証利用時は不要）
返済方法	元金均等による月賦返済

※1 中小企業振興資金（創業枠）との合計で5,500万円の範囲内であること

- ※2 後記(3) 申込書類 オ の提出が必要。「イノベーティブな創業の活発化を図るため、県の創業支援施策を受ける者」の定義については、後記(5) その他のポイント カ に記載のとおり
- ※3 貸付期間は1年超とすること
- ※4 SSS 保証を利用する際、原則同時にプロパー融資を実行する、又は保証申込み時においてプロパー融資の残高がある場合は据置期間3年以内

(3) 申込書類

ア 共通提出書類
<ul style="list-style-type: none"> ① 融資あっせん申込書(様式第1号) ② 長野県県税のすべて及び市町村の定める税目に係る納税証明書(未納のないことを示す証明書) ③ 許可証等の写し(許可等を有する業種に限る。許可証等は、許可等の種類ごとに、代表的な事業所分をつけること。特定の店舗に係る資金使途の場合は、当該店舗分の写しも必要となる) ④ 金融機関、保証協会等、市町村又は県が必要とする書類
イ 前記(1)貸付対象者 ア(新規開業予定者)の場合
<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 創業計画書(様式第16号) ⑥ 創業計画に関する意見書(様式第17号) ⑦ 事業を営んでいない個人であった事実を証する書類 ※ ⑥及び⑦は、前記(1)貸付対象者 ア(ア)又は(イ)の場合に限る ⑧ 認定特定創業支援等事業による支援を受けたことについての市町村長の証明書の写し ※ ⑧は、認定特定支援等を受けた創業者の場合に限る
ウ 前記(1)貸付対象者 イ(新規開業者)の場合
<ul style="list-style-type: none"> ⑨ 次の(ア)～(ウ)いずれかの書類 (ア) 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの(決算後6か月以上が経過している場合は、直近の試算表又は売上の推移が確認できる書類も必要) ※ 信用保証協会から計画書等の書類を求められた場合はその写しも添付 (イ) 収支等計画書(様式第18号) ※ (イ)は、売上発生から決算書を作成するまでの期間の者が対象(売上発生後間もない時点の申込の場合、信用保証協会にて下記(ウ)の添付を求められる場合があり、その場合には収支等計画書は添付不要) (ウ) 創業計画書(様式第16号) ※ (ウ)は、法人の場合は会社設立、個人の場合は開業届提出又は客観的着手後から、売上発生するまでの期間の者が対象 ⑩ 開業日を証する書類の写し(個人事業主にあつては税務署の収受が確認できる開業届又は建築請負契約書、賃貸契約書、商品売買契約書、商品発注書等の客観的着手を示す書類、法人にあつては商業登記簿謄本)
エ 前記(1)貸付対象者 ウ(SSS保証を利用するもの)の場合

<p>「新規開業予定者」の場合</p> <p>⑪ 創業計画書（SSS 保証所定様式）</p> <p>⑫ 創業計画に関する意見書（様式第 17 号）</p> <p>⑬ 事業を営んでいない個人であった事実を証する書類</p> <p>※ ⑫及び⑬は、事業を営んでいない個人が新たに会社を設立する場合に限る</p> <p>⑭ 認定特定創業支援等事業による支援を受けたことについての市町村長の証明書の写し</p> <p>※ ⑭は、認定特定支援等を受けた創業者の場合に限る</p>
<p>「新規開業者」の場合</p> <p>⑮ 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの（決算後 6 か月以上が経過している場合は、直近の試算表又は売上の推移が確認できる書類も必要。売上が発生していない場合は不要）</p> <p>⑯ 創業計画書（SSS 保証所定様式）</p> <p>※ ⑯は売上が発生している者も対象（ただし、税務申告 1 期終了以降の者については一部記入省略可）</p> <p>⑰ 開業日を証する書類の写し（個人事業主にあつては税務署の収受が確認できる開業届又は建築請負契約書、賃貸契約書、商品売買契約書、商品発注書等の客観的着手を示す書類、法人にあつては商業登記簿謄本）</p>
<p>オ 前記(1)貸付対象者に該当し、イノベティブな創業の活発化を図るため、県の創業支援施策を受ける者（イノベティブ枠）の場合</p> <p>⑱ 創業支援施策対象者確認票（様式第 19 号）及び対象者であることを確認できる資料の写し</p>
<p>カ 設備資金の場合</p> <p>⑲ 設計設備計画図及び見積書並びにカタログ等（写し可）</p> <p>⑳ 建築確認済証の写し（建築確認が必要な工事を行う場合に限る）</p> <p>㉑ 不動産売買契約書案等（不動産を対象とする場合に限る）</p> <p>㉒ 事業所以外の場所に設置する設備にあつては、設置場所の略図</p>
<p>キ 提出部数</p> <p>4 部（なお、②、⑨(ア)、⑮は市町村及び県あて 2 部。④は各機関の定めるところによる）</p>

※ 保証協会等に対して、この他に提出が必要な書類は別表のとおり

(4) 融資手続き

「融資手続き（あっせん経路）一覧」の（2）に該当。

(5) その他のポイント

ア 県内における営業期間が 1 年未満の者であっても、貸付けの対象となる。

イ 前記(1)貸付対象者 ア及びウに該当する者にあつては、融資あっせん申込みに当たり、創業計画書（様式第 16 号、ウの場合は SSS 保証所定様式）を作成すること。

なお、前記(1)貸付対象者 ア(ア)又は(イ)（ウの場合を含む）に該当する者にあつては、経営指導員、税理士、公認会計士、中小企業診断士（以下「経営指導員等」という。）の経営指導を受けること。また、経営指導員等は、創業計画に関する意見書（様式第 17 号）を作成し、申込者に交付すること。

ウ 創業関連保証又は SSS 保証を利用できる者にあつては、極力当該保証を利用させるもの

であること。

エ 無担保・無保証人による貸付けは、保証協会の創業関連保証又は SSS 保証の中で取り扱うことになっているため次の点に留意すること。

(ア) 他の融資制度を含めて 1 貸付先の保証限度額は、3,500 万円であること。

(イ) 無担保保証 (8,000 万円) の範囲内での取扱いであること。

オ 創業関連保証又は SSS 保証の対象となる場合、かつ貸付期間が同一の場合に限り、設備資金・運転資金の一括申込みができるものとする (ただし、設備資金及び運転資金それぞれの金額を明記すること)。

カ 前記(1)貸付対象者に該当し、イノベーティブな創業の活発化を図るため、県の創業支援施策を受ける者にあつては、次の(ア)～(キ) いずれかに該当する者であること。

(ア) 信州アクセラレーションプログラムの支援対象事業者

(イ) 信州ベンチャーコンテスト及び信州ベンチャーサミットのプレゼンテーション発表者

(ウ) 地域課題解決型創業支援事業の支援対象事業者

(エ) 長野県創業支援センターの支援対象事業者

(オ) エンジェル税制の対象企業

(カ) 信州スタートアップ・承継支援ファンドの対象企業

(キ) 信州スタートアップ・承継支援 2 号ファンドの対象企業

キ 前記(1)貸付対象者エの申込書類は、該当する前記(1)貸付対象者ア～ウのいずれかの申込書類と同様のものとする。

ク 借換条件

借入金を借換えるための資金も運転資金として認めるが、その場合は、次のすべての条件を満たすこと。

(ア) 創業関連保証を利用した保証料補給金が交付されている県の制度融資に限り借換が可能であること。

(イ) SSS 保証を利用すること。